

平成30年12月11日		
資料提供		
担当課	知事部局	監察査察課 窪田(内2136) 二越(内2135) 直通Tel.073-441-2136
	教育委員会	総務課 田中(内3746) 直通Tel.073-441-3640 学校人事課 堀本(内3668)

## 不正行為等通報の受理・処理状況について

平成30年11月中に監察査察監・監察査察課で受理した不正行為等通報(知事部局(労働委員会を含む。))の業務に係るもの)及び教育委員会事務局で受理した不正行為等通報(教育委員会(県立学校等を含む。))の業務に係るもの)について、概要を公表します。

### (知事部局)

#### 1 知事部局の通報の件数

##### (1)通報者別

通報者	件数(件)
県民等	
匿名	5
職員等	
計	5

##### (2)通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	4
郵便・FAX	1
面談	
電話	
計	5

#### 2 知事部局で受理した通報内容と処理状況

(知事部局)……監察査察監・監察査察課で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある団体は、浄化槽に関する補助金の申請を受け付ける際に、不正な処理をしている。	所管外であるため不受理とし、関係課に情報提供した。
② ある振興局の職員は、申請事務の対応が遅い。	調査の結果、正式受理後は法定期限内で適正に処理を行っていることが確認できた。
③ 和歌山県立医科大学のある教員は、業者と癒着している。	所管外であるため不受理とし、関係課に情報提供した。
④ ある振興局の職員は、庁舎内において不適切な服装で勤務している。	調査の結果、県の業務委託先の社員が、ウエットスーツに着替えて、急ぎ、現場に向かう際の事案であることが確認できた。
⑤ 阪和自動車道への乗入れ路線に設置されている道路情報板(2箇所)に、京奈和自動車道の道路情報板を併設できないか。	所管外であるため不受理とし、関係機関に情報提供した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

2 ②④

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

3 ①③⑤

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	2
（うち通報内容が事実とは認められないもの）	2 ②④
（うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの）	
（うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの）	
（うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの）	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	
(3) 調査を継続中としたもの	
(4) 不受理としたもの	3 ①③⑤

### 3 知事部局の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(10月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、次のとおりです。

H30.10月 ②	ある地方機関の管理職は、勤務時間中にたびたび離席するなど勤務態度等が悪い。	調査の結果、通報の事実が一部確認できたため、本人に対し、今後このようなことがないように注意するとともに、所属長には、勤務態度等を十分注視し、適切な指導を行うよう指示した。
--------------	---------------------------------------	---

## (教育委員会)

### 1 教育委員会の通報の件数

#### (1) 通報者別

通報者	件数(件)
県民等	1
匿名	
職員等	
計	1

#### (2) 通報方法別

通報者	件数(件)
電子メール	1
郵便・FAX	
面談	
電話	
計	1

### 2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通報内容	処理状況
① ある県立学校の管理職の接遇マナーが悪い。	当該校に調査をした結果、来校者が大きな声を出していたため、対応した教頭が一部語気を強めるような対応があったことが判明した。当該教頭に対し、来校者への対応を丁寧に行うよう校長から指導した。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1) 職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの	1 ①
(2) 県の行政事務処理、その他に関するもの	

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1) 調査の結果、是正の必要がないもの	
（うち通報内容が事実とは認められないもの）	
（うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの）	
（うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの）	
（うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの）	
(2) 調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの	1 ①
(3) 調査を継続中としたもの	
(4) 不受理としたもの	

### 3 教育委員会の前々月以前の通報に係る処理状況

前月(10月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、次のとおりです。

H30.10月 ②	以前に不正行為通報された件が、法令に抵触しているにもかかわらず、所属長からの指導だけで済まされており、処理状況に警察への通報の有無等の掲載がないのはなぜか。	職員が車検に合格していた車両に検査標章の添付を怠っていた件について、県教育委員会は、当該職員の不注意による過失であったため、刑法38条の「罪を犯す意思がない行為は、罰しない。」に基づき、道路運送車両法109条に抵触しないと判断した。したがって、刑事訴訟法239条の告発義務もないため、警察への通報等は行っていない。
--------------	--	---